

自然観光地における観光者の環境負担金に対する支払意思と貢献実感の関係

A study on the relationships between willingness to pay for environmental protection and tourist satisfaction

武 正憲* 飯田 晶子**

Masanori TAKE Akiko HIDA

Abstract: The study aims to identify the relationship between willingness to pay for environmental protection and tourist satisfaction. The Republic of Palau is selected as a case study, where the national government collects the environmental protection fee of US\$30 from all the tourists and the state governments collect the entrance fee of US\$10~100 from the tourists who enter protected areas. A questionnaire survey was conducted on Japanese tourists. The study identified that more than 90% of the tourists had affirmative opinions on the payment and wanted to revisit even if they pay around US\$50~150. However, more than half of the tourists couldn't satisfy their payments, as they couldn't realize their contribution to the environmental protection and/or local society. The satisfaction level of the tourists who learned the payment system by themselves through magazines or websites was higher than those of the others who were instructed by tour guides or who were not informed by anybody. These results indicate that if the governments improve the transparency of their use of money and notify the tourists of positive effects on local society and/or environmental protection, more tourists could realize their contribution and recognize their responsibility as beneficiaries.

Keywords: *The Republic of Palau, Environmental protection fee, Entrance fee, Responsibility of beneficiaries, Willingness to Pay, Tourist satisfaction*

キーワード: パラオ共和国, 環境税, 入域料, 受益者負担, 支払意思, 貢献実感

1. はじめに

自然観光資源の保全と利用の調和, および地域社会の持続のために, 観光者にも責任ある観光 (Responsible Tourism) の意識と態度が求められている。その具体的な方策の一つとして, 観光者 (=受益者) が自然観光資源を保全する費用を負担する環境負担金制度がある。

我が国では, 2014年6月に通称「地域自然資産法」(正式名称: 「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」) が成立した。これにより, 都道府県や地方自治体が入域料の徴収やトラスト事業の展開を通して, 自発的に資金調達することが可能となった¹⁾。

特に, 富士山で「富士山保全協力金」の徴収が実施されるようになってからは, その具体的な効果に対する検討が注目されている²⁾。その中で, 1,000円という低額の環境負担金では, 自然観光資源を保全するための費用を十分に賄えないことや, 観光者数の抑止効果はあまり期待できないことが指摘されている³⁾。

また, 保全協力金の試験導入前の支払い意向と, 導入後の実際の支払い実績に大きく差があり, 自治体が当初想定していた費用が徴収できていないことが指摘されている⁴⁾。すなわち, 自治体が, 環境負担金の導入前から, 適正な金額などの条件を十分に検討することや, 観光者の環境負担金に対する意識や態度を把握することには限界がある。

また, 我が国でこれまで導入された環境負担金は 100円から 1,000円程度²⁾と低額であるため, それ以上の環境負担金に対する意識や態度を把握するためには, トラベルコスト法やCVMなどを用いた仮想的な検討を行うことしかできず, 実際に支払った場合の意識や態度を理解することは困難であった。しかし, 自然観光資源の保全を十分に行なうためには, ある程度高額な環境負担金の支払いに対する意識や態度を把握することが不可欠である。

さらに, 観光者に環境負担金の支払いに対する貢献実感が伴わない場合には, 制度への不満が増加すると考えられ, 継続的に環

境負担金を徴収することが困難と考えられる。すなわち, 観光者が支払いに対する肯定的な意識を持ち, かつ支払いに対して貢献実感を得ることが, 自然観光資源の保全と利用の調和をはかるために重要な点であると考えられる。

そこで本研究では, 日本人観光客が多く来訪し, 既に環境負担金制度を実施しているパラオ共和国 (以下, パラオ) を事例に, 来訪する日本人観光者の環境負担金に対する支払意思とその支払に対する貢献実感との関係を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

(1) 調査地概要

パラオは, 人口約 1.7 万人 (2012 年現在)⁵⁾, 面積 456km², 16 の州より構成される島嶼国である。生物多様性豊かな地域であり, 自然観光地として, 中でも世界有数のダイビングの目的地として知られる。2012 年には「ロックアイランド群と南ラグーン」が世界複合遺産として登録されている。



図-1 研究対象地

*筑波大学芸術系 **東京大学大学院工学系研究科

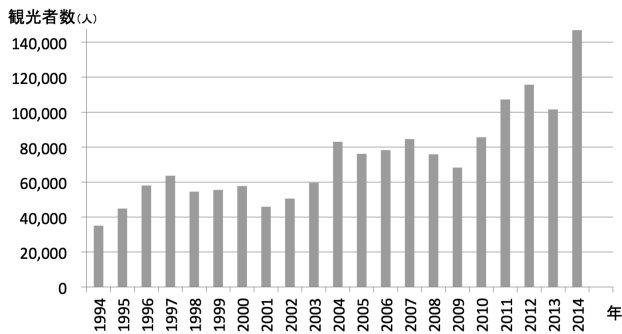


図-2 パラオの観光者数の推移

外国人観光者数は、パラオが独立した1994年時点では年間約3.5万人であったが、それ以降世界経済の影響を受けつつも年間約5千人ずつのペースで増加し、2014年には約14.5万人に達した(図-2)⑩。2014年の観光者のうち、日本人観光者数は3割弱の約3万8千人であり、中国人観光者に次ぎ2番目に多い(図-3)⑩。ただし、中国人観光者が日本人観光者数を上回ったのは2014年が初めてであり、2013年までは、日本人観光者が最も多い年が続いていた。日本人観光者にとって馴染みの観光地といえ、その上で環境負担金制度を既に実行しており、本研究課題を達成するのに適した事例地であると判断できる。

(2) パラオにおける環境負担金の種類

パラオでは、観光者が中央政府に対して出国時に支払う環境税(Environmental Protection Fee, 通称Green Fee)と州政府が管理する各観光サイトで支払う入域料(Entrance Fee またはPermit)という2種類の環境負担金制度が存在する⑩。

中央政府が徴収する環境税はUS\$30で、その内US\$15が、中央政府から各州政府に分配される自然保護基金(Protected Area Network Fund)の財源となり、残りUS\$15は上下水道整備費として使われる。

各州政府が徴収する入域料には、州の自然保護区や離島に入域する際に支払うもの(Entrance fee)と、定められた期間内の自然保護区内での特定の行動を許可するもの(Permit)の2種類がある。入域料の金額は、US\$10からUS\$100まで州によって異なる(表-1)。最も高いUS\$100を徴収するのは、コロール州のロックアイランドに入域し、中でもミズクラゲとタコクラゲの仲間が生息する特別な塩湖を訪れるためのジェリーフィッシュレイク許可証である。ジェリーフィッシュレイクを除くその他のロックアイランドに入域する場合は、US\$50ドルのロックアイランド許可証が必要となる。コロール州は、増加する観光者による生態系への影響を懸念し、2000年の許可証導入後に、段階的な値上げを実施している⑩。その他の州では、ダイビングの許可証がUS\$10~30、自然保護区や離島への入域料がUS\$10~15程度で、コロール州と比較すると比較的安価な値段設定である。

なお、Permitは基本的にツアー事業者が州政府から事前に購入しておき、観光者から代行して徴収するが、州政府からツアー事業者への手数料はない。一方、Entrance feeはツアー事業者が代行する場合、自然保護区や離島に入域する際に個別に支払う場合があり、州によって異なる。

(3) 調査紙調査の実施概要

1) 調査項目

調査項目は、同じ島嶼地域である沖縄県が実施している観光統計実態調査⑩と、2014年にPalau Visitors Authority(以下、PVA)が実施した観光者の動向調査⑩を参考にしたうえで、独自に環境負担金についての学習方法、及び環境負担金を支払ったことに対する貢献実感に関する項目を追加し、作成した。分析は、主に各項目の単純集計と、項目相互間のクロス集計を実施した。また、

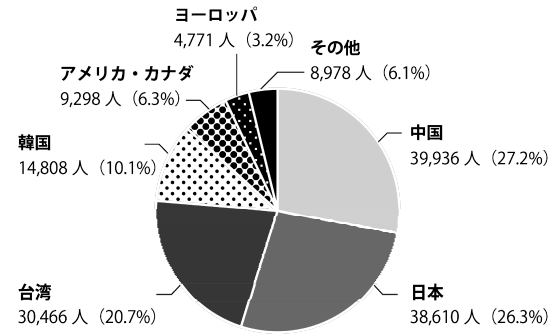


図-3 国・地域別の観光者数 (2014年)

表-1 パラオの主な環境負担金制度

所管	環境負担金	金額 (US\$)	有効期間
中央政府	環境税	30	-
コロール州政府	ジェリーフィッシュレイク許可証	100	10日間
	ロックアイランド許可証	50	10日間
	フィッシング許可証	20	1ヶ月
ガラスマオ州政府	ガラスマオの入域料	10	1日間
	ダイビング許可証	10	-
ベリリユー州政府	ベリリユー島入域料	15	1日間
	ダイビング許可証	30	2週間

差の検定は、 χ^2 検定を実施した。

2) 調査の実施方法

調査日は、2015年3月18日から29日の12日間である。調査票の配布は、パラオのコロール国際空港において、成田空港への直行便の乗客に対して、出国審査前に、現地在住の調査協力者2名が搭乗者に直接手渡しに行った。調査票の回収は、切手を貼った封筒を利用して帰国後にポストに投函する方法とインターネットを利用して回答する2種類の回答方法を選択できるようにした。

調査票の配布枚数は500通で、回収枚数は2015年4月20日現在で郵送回答214通およびインターネット回答6通の合計220通(回収率44.0%)となった(2015年4月5日締切、最終到着2015年4月20日)。

3. 結果

(1) 回答者の基本属性および旅行特性

表-2に回答者の基本属性および旅行特性を示す。50代と60代が全体の半数を占めた。男女比はおおむね半々であった。5日間の滞在が68.3%と最も多い。初めてパラオを訪れる観光者は47.5%と半数近いが、5回以上の高頻度のリピーターも28.3%存在した。なお、以上の本調査における回答者の基本属性と、パラオ政府観光局の調査⑩によるパラオへの日本人旅行者の基本属性を比較すると、その間に著しい偏りはないと判断された⑩。交通費を含む旅行者一人あたり旅行予算額の平均29.4万円であり、沖縄県の平均旅行消費額6.8万円⑩と比較すると、約4.3倍と高額な旅行であると言える。パラオ観光に対する観光者の満足度は、10点満点評価で、平均8.36点であり、満足度は高いことが示された。旅行の種類は、フリープラン型パッケージが68.8%と全体の約7割を占め、観光付きパッケージは16.3%、個人旅行が8.4%、団体旅行は6.5%であった。フリープラン型パッケージと個人旅行の観光者は、現地の旅行会社が主催するツアーへ選択的に参加し、観光付きパッケージと団体旅行の観光者は、予め定められたツアーに参加する。観光者が実施した活動は、ダイビングと水泳・シュノーケリングが半数以上を占めた(表-3)。

(2) 環境負担金の支払額と支払意思

入域料の支払い先では、62.3%がツアー事業者を支払っていることが分かった(表-4)。そして、環境負担金に関する学習方法

は、ガイドから受けることが多く、環境税で69.8%、入域料で45.1%であった(表-5)。次に、雑誌や情報誌で自主学習する場合が多く、環境税で22.6%、入域料で29.1%であった。一方、行政の徴収担当者から説明を受けることは環境税で4.2%、入域料で1.9%と極端に少なく、誰からも全く説明されなかった者も、環境税で7.5%、入域料で28.6%存在した。

全体回答者220名のうち、何らかの入域料を払った者は93.6%

表-2 回答者の基本属性および観光特性

項目	カテゴリー	人数	割合	
年齢 (n=214)	10代	0	0.0%	
	20代	16	7.5%	
	30代	28	13.1%	
	40代	34	15.9%	
	50代	41	19.2%	
	60代	73	34.1%	
	70代	22	10.3%	
	80代以上	0	0.0%	
性別 (n=204)	男	90	44.1%	
	女	114	55.9%	
住所 (n=207)	北海道・東北	12	5.8%	
	関東	110	53.1%	
	中部	66	31.9%	
	近畿	8	3.9%	
	中国・九州	11	5.3%	
滞在日数 (n=219)	4日	14	6.4%	
	5日	143	65.3%	
	6日	51	23.3%	
	7-10日	8	3.7%	
	11日以上	3	1.4%	
パラオ来訪回数 (n=219)	初めて	104	47.5%	
	2回目	30	13.7%	
	3回目	15	6.8%	
	4回目	8	3.7%	
	5-9回目	36	16.4%	
	10-19回目	19	8.7%	
	20回目以上	7	3.2%	
	旅行の種類 (n=215)	フリープラン型パッケージ	148	68.8%
観光付きパッケージ		35	16.3%	
個人旅行		18	8.4%	
団体旅行		14	6.5%	
旅行予算額 (一人あたり) (n=217)		15万円以下	8	3.7%
		16~20万円	37	17.1%
		21~25万円	49	22.6%
		26~30万円	74	34.1%
		31~35万円	21	9.7%
		36~40万円	13	6.0%
	41~50万円	8	3.7%	
51万円以上	7	3.2%		
平均値	29.4	万円		
中央値	30.0	万円		
満足度 (n=218)	10	59	27.1%	
	9	44	20.2%	
	8	73	33.5%	
	7	21	9.6%	
	6	8	3.7%	
	5	7	3.2%	
	4以下	6	2.8%	
	平均値	8.353		
	標準偏差	1.505		

表-3 実施した活動

実施した活動(複数回答可)	人数	割合
ダイビング	137	62.3%
水泳・シュノーケリング	125	56.8%
買い物	65	29.5%
セーリング・カヤッキング	41	18.6%
観光スポット巡り	39	17.7%
戦跡への参拝・訪問	35	15.9%
滝ツアー	31	14.1%
スパ・エステ	28	12.7%
その他(回答者の割合が10%未満の活動)		
イルカ触れ合い体験、歴史・文化ツアー、ナイトツアー、遊覧飛行、釣り、ハイキング・トレッキング、グラスボート・リバーボート、ウェディング・ハネムーン、アドベンチャースポーツ		
注) 割合の母数:n=220		

表-4 入域料の支払い先

支払先	人数	割合
ツアー事業者	137	62.3%
現地徴収者	47	21.4%
ダイビングショップ	18	8.2%
州政府事務所	5	2.3%
ホテル	3	1.4%
その他	5	2.3%
未回答	5	-
注) 割合の母数は、未回答を除く、n=215		

表-5 環境負担金に関する学習方法

	環境税		入域料	
	人数	割合	人数	割合
ガイドから説明を受けた	148	69.8%	93	45.1%
雑誌・情報誌で自ら学んだ	48	22.6%	60	29.1%
行政(徴収担当者)から説明を受けた	9	4.2%	4	1.9%
説明されなかった	16	7.5%	59	28.6%
未回答・わからない	8	-	14	-
注) 割合の母数は、未回答・わからないを除く、環境税:n=212、入域料:n=206				

表-6 支払った入域料の種類と割合

入域料の名称	人数	割合
ジェリーフィッシュレイク許可証(\$100)※	81	36.8%
ロックアイランド許可証(\$50)※	108	49.1%
フィッシング・ライセンス(\$20)	9	4.1%
ペリリュー島ダイビング許可証(\$30)	26	11.8%
ガラスマ州観光許可証(\$10)	13	5.9%
ペリリュー島入島税(\$10)	41	18.6%
その他	9	4.1%
未選択(支払っていない)	14	6.4%
平均値		US\$69.7
最大値		US\$140.0
最小値		US\$10.0
※いずれか一方を支払う		
注) 割合の母数はn=220		

表-7 環境負担金への支払意思

	環境税		入域料	
	人数	割合	人数	割合
自然を守るためには仕方ない	114	52.3%	130	60.7%
税なので仕方ない	59	27.1%	40	18.7%
自然を守るためにぜひ支払いたい	29	13.3%	36	16.8%
もっと徴収すべきだ	4	1.8%	3	1.4%
わからない	12	5.5%	5	2.3%
未回答	2	-	6	-
注1) 環境税:US\$30、入域料:US\$10~100				
注2) 割合の母数は未回答を除く、環境税:n=218、入域料:n=214				

を占めていた(表-6)。特に、コロール州のロックアイランド入域料、またはジェリーフィッシュレイク許可証(ロックアイランド入域料が含まれる)のいずれかを支払った回答者は全体の91.7%であり、大多数が世界遺産であるロックアイランドへ訪れるために入域料を支払っていた。また、支払った入域料の平均値はUS\$69.7(約8,294円¹²⁾、最大値がUS\$140(約16,660円¹²⁾であった(表-6)。環境税US\$30を加えると、約US\$100(約11,900円¹²⁾を環境負担金として支払っているため、一人あたりの旅行予算額のうち約4%を環境負担金として支払っていることになる。

この環境負担金の支払いに対する観光者の意識としては、「自然を守るためには仕方がない」と回答した観光者が、環境税で52.3%、入域料で60.7%と最も多く、「自然を守るためにぜひ支払いたい」と回答した観光者も、環境税で13.3%、入域料で16.8%存在し、概ね7~8割の観光者が環境負担金の支払いを納得していることが示された(表-7)。一方で、「税金なので仕方がない」という消極的な回答も、環境税で27.1%、入域料で18.7%存在した。一方、「もっと徴収すべきだ」という観光者は環境税で1.8%、入域料で1.4%にとどまった。

再来訪意向は、「同額の環境負担金を支払っても来たい」(表-8の質問1)に対し、92.1%が肯定的回答を示しており、内訳では「そう思う」が54.6%と最も多かった。また、環境負担金の支払いを通じての「地域貢献」(表-8の質問2)に対して肯定的回答をした者は68.4%、「環境保全」(表-8の質問3)に対し肯定的回答をした者は63.0%存在した。しかし、その内訳では、「どちらかと言えばそう思う」という消極的な意見が最も多く、観光者全体の32.1%(地域貢献)、36.6%(環境保全)を占め、「ややそう思う」の14.9%(地域貢献)、15.7%(環境保全)や、「そう思う」の21.4%(地域貢献)、10.6%(環境保全)を上回った。

また、環境負担金の支払いによる貢献実感を0から10の11段階で問う質問に対して、尺度の中央に値する貢献実感5の割合が28.1%と最も多く全体の約4分の1を占め、続いて貢献実感8の観光者が13.8%、貢献実感10の観光者が11.0%と続いた(表-9)。

なお、貢献実感について、累積割合で下位25%以下の層を「低」グループ、上位25%以上の層を「高」グループ、「低」および「高」に含まれない層を「中」グループとし、各グループの貢献実感度は「低」が0から4、「中」が5から7、「高」が8から10と分類して、以降の分析に用いた。

(3) 支払限度額と実支払額の関係

実際の支払額(以下、実支払額)と比べた支払限度額を、実支払額を基準にして、実支払額以上支払ってもよい(プラス)、同程度(±0)、実支払額を下回る(マイナス)の三段階に分けて集計した結果を表-10に示した。まず実支払額を元にした分類毎に、

支払限度額と実支払額の差を三段階に分けると、実支払額に対しては、同程度またはプラスの評価が多い傾向が示された。そして、支払限度額の平均値はUS\$77.5であり、実支払額の平均US\$69.7よりもUS\$8程度高かった。支払限度額の最大値もUS\$250となり、実支払額よりも高かった。一方で、支払限度額を元に分類し、支払限度額と実支払額の差を三段階に分けた場合、US\$150以上の場合は全員がそれ以上支払いたくないというマイナスの評価をしており、US\$50未満の場合にはもっと支払っても良いというプラスの評価をしている傾向が示された。

(4) 支払意思および学習方法と貢献実感度との関係

「支払限度額と実支払額の差」と貢献実感を縦横の軸にとり、集計した結果を表-11に示した。表-11を見ると、貢献実感度が「低」「中」「高」の全てのグループで、同程度の支払い(±0)を望む回答者が5割程度と最も多くなっていることがわかった。ここで「中」「高」グループに着目すると、実支払額よりもっと支払ってもよい(プラス)という回答者が3割を超え、実支払額よりも低い金額しか支払いたくない(マイナス)という回答者よりも多かった。一方「低」グループは、実支払額よりも低い金額しか支払いたくない(マイナス)という回答者が3割弱を占め、実支払額よりもっと支払ってもよい(プラス)という回答者よりも多かった。この結果より、貢献実感度が高くなるとより環境負担金をより支払ってもよいと考える人が増える傾向にあることが推測された。ただし、この結果を χ^2 検定で確認したところ、「中」「高」と「低」の間に統計的に有意な差があるとは言えず、今回の調査結果からだけでは、この傾向が明確であるとは言えなかったため、更なる調査が必要である。

次に、環境負担金に対する学習方法の違いと貢献実感を縦横の軸にとり集計した結果を表-12に示した。空港で出国時に支払う環境税に関しては、「低」グループは「説明されなかった」が40.0%と最も多く、「中」と「高」グループは「ガイドから説明を受けた」がそれぞれ50.5%と44.8%最も多く、「説明されなかつ

表-9 環境負担金に対する貢献実感度

貢献実感度	人数	割合	累積割合	グループ
0	12	5.7%	5.7%	低
1	8	3.8%	9.5%	
2	6	2.9%	12.4%	
3	20	9.5%	21.9%	
4	10	4.8%	26.7%	中
5	59	28.1%	54.8%	
6	18	8.6%	63.3%	
7	20	9.5%	72.9%	高
8	29	13.8%	86.7%	
9	5	2.4%	89.0%	
10	23	11.0%	100.0%	
未回答	10			

注) 割合の母数は未回答を除く、n=210

表-8 観光者の再来訪意向と地域振興・環境保全に対する貢献実感

	そう 思わ ない	や や そう 思わ ない	そ ど う 思 わ な い	そ ど う 思 わ な い	そ や う 思 う	そ う 思 う	否 定 的 回 答	肯 定 的 回 答
質問1) 同額の入域税・環境税等を支払っても、またパラオに来たい(再来訪意向)	2.8%	1.9%	3.2%	20.4%	17.1%	54.6%	7.9%	92.1%
質問2) 入域税・環境税等の支払いを通じて地域社会へ貢献する意識を持った(地域貢献)	7.0%	5.6%	19.1%	32.1%	14.9%	21.4%	31.6%	68.4%
質問3) 入域税・環境税等の仕組みによりパラオの環境は適切に保全されると感じた(環境保全)	8.3%	9.3%	19.4%	36.6%	15.7%	10.6%	37.0%	63.0%

注1) 肯定的回答とは、「そう思わない」「ややそう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の回答者の合計を示す。

注2) 肯定的回答とは、「そう思う」「ややそう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答者の合計を示す。

注3) 各割合の母数は未回答を除く、質問1)はn=216、質問2)はn=215、質問3)はn=216である

注4) 塗りつぶしは最も人数の多いカテゴリーを示す

表-10 支払限度額と実支払額の関係

		人数			合計	割合			
		マイナス	±0	プラス		マイナス	±0	プラス	
環境税	\$30	37	90	62	189	19.6%	47.6%	32.8%	
	\$50未満	1	12	13	26	3.8%	46.2%	50.0%	
	\$50-74	16	49	23	88	18.2%	55.7%	26.1%	
	\$75-99	6	6	7	19	31.6%	31.6%	36.8%	
	\$100-119	19	35	19	73	26.0%	47.9%	26.0%	
実支払額(入域料)	\$120以上	1	6	2	9	11.1%	66.7%	22.2%	
	合計	43	108	64	215				
	支払限度額	\$50未満	6	12	22	40	15.0%	30.0%	55.0%
		\$50-99	16	55	21	92	17.4%	59.8%	22.8%
		\$100-149	21	41	0	62	33.9%	66.1%	0%
\$150-199		12	0	0	12	100%	0%	0%	
\$200以上		9	0	0	9	100%	0%	0%	
合計	64	108	43	215					

注1) 支払限度額の平均値: \$77.5、最大値: \$250、最小値: \$10、最頻値: \$50

注2) マイナス: 支払限度額 < 実際の支払額、±0: 現状の支払額が適当(不明とする回答者数も含む)、プラス: 支払限度額 > 実際の支払額

注3) 塗りつぶしは最も人数の多いカテゴリーを示す

表-11 支払意思と貢献実感度の関係

		貢献実感度のグループ					
		人数			割合		
		低	中	高	低	中	高
支払限度額と実支払額の差	マイナス	16	18	11	25.0%	18.6%	19.0%
	±0	34	46	29	53.1%	47.4%	50.0%
	プラス	14	33	18	21.9%	34.0%	31.0%
	合計人数	64	97	58	100.0%	100.0%	100.0%

注1) 各質問は複数回答であるため、割合は各グループの合計人数を母数としている

注2) 濃い塗りつぶしは最も高い割合を示し、薄い塗りつぶしは2番目に高い割合を示す

表-12 学習方法と貢献実感度の関係

		貢献実感度のグループ					
		人数			割合		
		低	中	高	低	中	高
環境税	ガイドから説明を受けた	6	49	26	9.2%	50.5%	44.8%
	行政(徴収担当者)から説明を受けた	0	3	1	0.0%	3.1%	1.7%
	説明されなかった	26	25	8	40.0%	25.8%	13.8%
学習方法	雑誌・情報誌で自ら学んだ	17	21	22	26.2%	21.6%	37.9%
	ガイドから説明を受けた	36	75	37	55.4%	77.3%	63.8%
	行政(徴収担当者)から説明を受けた	6	3	0	9.2%	3.1%	0.0%
入域料	説明されなかった	9	3	4	13.8%	3.1%	6.9%
	雑誌・情報誌で自ら学んだ	13	16	19	20.0%	16.5%	32.8%
	合計人数	64	97	58	100.0%	100.0%	100.0%

注1) 各質問は複数回答であるため、割合は各グループの合計人数を母数としている

注2) 濃い塗りつぶしは最も高い割合を示し、薄い塗りつぶしは2番目に高い割合を示す

た) はそれぞれ 25.8%と 13.8%と「低」グループより顕著に少なかった。一方、ツアー参加時に支払うことが多い入域料に関しては、「低」「中」「高」いずれのグループも「ガイドから説明を受けた」という割合が高かった。さらに、ここで「雑誌・情報誌で自ら学んだ」という項目に着目すると、環境税については「高」グループの 37.9%が自主学習によって理解しているが、「低」と「中」グループではそれぞれ 26.2%、21.6%にとどまった。入域料の場合も、「高」グループで、32.8%が自主学習により理解し、「低」と「中」グループではそれぞれ 20.0%と 16.5%と、同様の傾向が示された。ただし、自主学習と環境税・入域料の関係について χ^2 検定を行ったところ、「高」グループと「中」グループの間は5%で統計的に有意と判定されたが、「高」グループと「低」グループの間は有意であると判定されなかった。自主学習により貢献実感度が増加するかどうかについて、今後より詳細な調査・検討が必要である。

4. まとめと考察

(1) 環境負担金に対する支払い意思と貢献実感の関係

パラオにおける日本人観光客への環境負担金に対する支払意思とその支払に対する貢献実感に関する調査紙調査により、以下のことが明らかとなった。

第一に、環境負担金の支払い金額について、日本人観光客は、環境負担金としてUS\$50(約5,950円¹²⁾)からUS\$150(約17,850円¹²⁾)の範囲での支払いを許容しており、平均は約US\$100(約11,900円¹²⁾)であった。また、約9割の観光客は同額を支払ったとしてもパラオへの再来訪意向があることがわかった。さらに、環境負担金の支払いによる環境保全や地域社会への貢献実感度が高い観光客の方が、より多くの環境負担金を受容する傾向が明らかとなった。

第二に、環境負担金の支払いについて、観光客の約7~8割が

肯定的な回答をしており、制度に対して一定の理解があることがわかった。一方で、環境負担金の支払いに対する貢献実感は、肯定的意見が全体の6~7割を占めるものの、そのうち3~4割は「どちらかと言えばそう思う」と消極的な意見であり、観光者は十分に貢献実感を得られていないことが明らかとなった。

第三に、環境負担金に関する学習方法について、「説明を受けなかった」者や「ガイドから説明を受けた」者は、「雑誌や情報誌で自ら学んだ」者より、貢献実感が低い傾向が見られた。ガイドが政府機関との代わりに環境負担金を徴収するため、金額や制度の概要を説明する機会があることは現地調査で確認できた。しかし、環境負担金の使い道に関する説明をガイドから十分に時間や義務がないため、「ガイドから説明を受けた」者の貢献実感が低いままであると考えられる。

以上の結果より、観光者の環境負担金の支払いに対する貢献実感を高めることが、支払いに対する肯定的な意識や態度に影響を与えており、さらに、観光者の貢献実感を高めるためには、雑誌や情報誌等で観光者が自主学習する機会を提供することが重要であることが示唆された。収集した環境負担金の用途を開示するだけでなく、環境負担金による地域貢献や環境保全への効果を伝えるといった環境負担金制度に対する理解を高める仕組みづくりが、観光者の環境負担金の支払い意思を高める上で重要な点であるといえる。そして、パラオにおける実施した活動の上位にダイビングやシュノーケル、カヤックなどガイドが同行するツアーが位置していることから、ガイドが丁寧に説明する仕組みは環境負担金への理解を深める上で効果的であると考えられる。

(2) 我が国の環境負担金制度に対する示唆

パラオにおいては、日本人観光者の7~8割が環境負担金を肯定的に捉え、かつ数千円から1万円以上という高額の環境負担金を支払っていても再来訪意向を持っている。これまで我が国で実施されてきた環境負担金は、観光者数が減少することの懸念から、概ね100円から1,000円程度と低額に設定されていた¹⁾が、本研究の結果は日本人観光者も高額の環境負担金を許容できることを示唆するものである。特に、富士山では7,000円程度の環境負担金を徴収しなければ観光者数を抑制できないという研究結果²⁾もあり、金額だけで言えば、観光者にとっては支払い可能な範囲であることを示唆している。身近な国内旅行と、特別な海外旅行という違いはあるにせよ、支払いに見合った満足度と貢献実感が得られる場所であれば、現在よりも高額の環境負担金を導入することを検討する余地は十分にあると考えられる。

また、我が国は徴収者を自治体が雇用する場合が多く、その人件費が課題となり環境負担金制度を導入できないことが指摘されている³⁾。一方、パラオではツアー事業者が環境負担金の徴収業務を代行することで、州政府が徴収者を雇用せずとも、確実に環境負担金を徴収する仕組みが成り立っている。我が国においてもツアー事業者等との連携による環境負担金の徴収を検討するための参考になると考えられる。

また、環境負担金制度は、ただ単に自治体が自然観光地の管理費用を調達する仕組みや、観光者数の抑制をはかる仕組みとしてだけでなく、観光者がその支払いを通して環境保護や地域社会への貢献を実感し、意識を高める上で有効なものである。環境負担金の金額や運用方法の検討を進めることと合わせて、我が国の観光者が、より責任ある観光行動をとれるよう、観光に際する倫理観を醸成していくことも社会的課題であると言える。

謝辞 本研究は、環境研究総合推進費(4RF-1401)の助成を受けたものです。アンケート調査実施に際し、パラオ在住の Lolita Gatuz 氏と Marasigan Chacha 氏に協力を頂きました。また、Palau Visitors Authority の Nanae Singeo 氏には快くデータを

提供して頂きました。調査データの分析においては、東京大学大学院の濱泰一氏に協力を得ました。ここに皆さまへの謝意を申し上げます。

補注及び引用文献

- 1) 中野かおり (2014) 入域料, ナショナル・トラスト活動の法定化- 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案. 立法と調査 356, 68-76
- 2) 公益財団法人日本交通公社 (2015) 特集 入山料を問う, 観光文化, 226, 2-45
- 3) 栗山浩一 (2013) 富士山入山料の効果について. http://www.kyoto-u.ac.jp/static/ja/news_data/h/h1/news6/2013/130604_1.htm (2013/06/04 更新, 2014/09/24 参照)
- 4) 栗山浩一 (2015) データに基づいた富士山入山料の多角的分析, 観光文化, 226, 15-18
- 5) Bureau of Budget and Planning, Ministry of Finance (2013) 2013 Statistical Yearbook. 12pp
- 6) 観光者数の推移は, Palau Visitors Authority より提供を受けた観光統計資料 (非公開) による
- 7) 飯田晶子・武正憲 (2015) パラオ共和国における観光振興と調和した自然保護政策の展開に関する研究, ランドスケープ研究 78(5), p783-786
- 8) 沖縄県文化観光スポーツ部 (2013) 平成 24 年度観光統計実態調査, 115pp
- 9) South Pacific Tourism Organisation (2014) Palau tourist survey, 144pp
- 10) パラオ政府観光局が実施した 2014 年の調査によれば, パラオ日本観光者全体の年齢構成は, 0-18 歳が 5.8%, 19-44 歳が 80.0%, 45-64 歳が 12.8%, 65 歳以上が 1.3% である。一方, 本調査結果は, 10 代と 20 代を合わせて 7.5%, 30 代と 40 代を合わせて 29.0%, 50 代と 60 代を合わせて 53.3%, 70 代以上が 10.3% である。本調査の回答者の方が高齢者の割合は高いが, いずれの調査も 20 代から 60 代までが少なくとも全体の 8 割を占めるので, 回答者に著しい偏りはないと判断した。
- 11) 沖縄県文化観光スポーツ部 (2014) 平成 25 年度観光統計実態調査, 105pp
- 12) 2015 年 3 月末の為替レート US\$ 1=約 119 円で計算